

令和 3 年度認証評価機関の自己点検・評価に関する質問事項及び回答 (大学教育質保証・評価センター)

<評価基準>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	<p>●「自己評価」欄の「大学評価基準については、特に基準 2、基準 3 の評価に付す取組みの選定や記載内容が各大学の判断に委ねられていることへのとまどいの声も散見された」との点は、具体的にどのような支障があるということなのか、受審大学からの具体的なご意見があればご説明ください。</p> <p>また、理解を得る為の取組を充実させるとのことですが、具体的方法についての考えをお示しください。</p>	<p>自己評価に示した大学の声は、本センターの実施する認証評価を初年度に受審する立場からのものであり、戸惑いについてはあらかじめ想定されていたとも言える。</p> <p>基準 2 及び基準 3 は、大学の主体的な取組みを大学のポリシーに基づいて記述する必要があり、大学への要求レベルは高いものとなっていると考えている。</p> <p>そのことへの対応としては、受審大学向けの説明会において補助資料を用意するなどして説明をより丁寧にし、また会員大学全体を対象とする研究会を 2020 年度に 1 回、2021 年度に 3 回実施した。</p> <p>そのうえで受審大学においても、実際に大学内で議論を進めつつ「点検評価ポートフォリオ」を作成する過程で、主体的な質保証活動への理解を深めることができた側面があると考えられる。</p>
2	<p>●「自己評価」欄の「両基準への受審大学の理解がより深まることにより、本センターの理念が体现できると考え、その理解を得るための取組みを充実させる予定である。」について、現時点でどのような施策を考えているか、ご教示ください。</p>	<p>今年度開催した受審大学向けの説明会等では補助資料を使用するなど説明をより丁寧にし、そのほか会員大学全体を対象とする研究会を 2020 年度に 1 回、2021 年度に 3 回実施した。</p>
3	<p>●定員管理に関して、改善を要する点に指摘されている場合と今後の進展が望まれる点で指摘されている場合がありますが、その基準は明確になっているのでしょうか、そして、それは大学に公表されているのでしょうか、お聞かせください。</p> <p>具体的には、沖縄県立芸術大学造形芸術研究科比較芸術学専攻及び鳥取環境大学大学院の定員の未充足は「今後適切な対応が望まれる」という指摘があって「改善を要する点」に分類されております。これに対して、長崎県立大学健康学研究科の定員未充足の状態が続いていることについては「今後の進展が望まれる点」とい</p>	<p>定員管理については、改善への取組みの状況やヒアリングでの回答を含めて総合的に判断している。</p> <p>長崎県立大学については、改組の動きが具体化している状況等から、今後の進展が望まれる点とした。いただいた意見については、検討課題として受け止めたい。</p>

資料 4

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）
令和 3 年 12 月 21 日

	<p>う項目に分類されております。</p> <p>この点については、長崎県立大学の『点検評価ポートフォリオ』には従来の研究科を再編成し、2020 年度に地域創生研究科を設置し、人間健康科学専攻修士課程を、この新研究科に移し定員を充足していることが記載されております。長崎県立大学の場合、「改善を要する点」ではなく「今後の進展が望まれる点」の中に分類された理由が書かれていてもよかったですのではないのでしょうか。</p>	
4	<p>●「自己評価」において、“フィードバック・ノートに 800 項目を蓄積した”“今後リスク・ベースの評価を行うための基礎情報を蓄積する”とのことですが、具体的な評価イメージ、スケジュールをお示しください。（各ポイントに共通）</p>	<p>何が重要な論点であるかを定量的に見ていくために、重複情報も都度データ化している。フィードバック・ノートを評価の改善の参考にしたり、評価者が評価を行う参照情報としたりすることで、リスク・ベースを意識した評価に手ごたえを得ている。具体的な評価イメージ等については、実践を重ねる中で段階的に明らかになっていくと考えている。</p>

<評価方法>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	<p>●「評価結果の公表等」欄の「なお、大学からの要請がある場合には、評価結果の内容に基づき、大学を設置する法人の評価に提供できる資料を作成することとしている。」とありますが、具体的にどのような対応を想定しているのかご教示ください。</p>	<p>このことは、本センターの会員校の多くを占める公立大学法人が設置する公立大学を想定したものである。公立大学法人評価は、認証評価機関の評価を活用する制度設計になっているが（地方独立行政法人法第 7 9 条）、設置自治体ごとにその評価方法がさまざまであり、活用方法も必ずしも確立しているとは言えない。</p> <p>そうした状況を踏まえ、大学が質保証を進めるために、設置自治体に対しどのような点を強調して伝えたいかなど、大学の要請の趣旨に即して対応することを想定している。例えば、質保証のために施設整備が必要なことへの設置者の理解・支援を得ることに資する情報を示すことなどが想定される。</p>
2	<p>●認証評価の重点事項となっている「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること（内部質保証）」について、大学に対し、どのような資料を求め、どのような観点から評価を行っているのか、2020 年度の評価に基づき具体的にご説明ください。</p>	<p>点検評価ポートフォリオの「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」及び、「大学の概要」の「内部質保証体制図」により、組織体制、規程などを確認する。</p> <p>その上で、具体的な改善の取組みを、基準 1、2、3 すべてにおける記述、付されたエビデンス（議事録など）、ヒアリング等により確認する。</p>

資料 4

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）
令和 3 年 12 月 21 日

3	<p>●学修成果の可視化・把握について、認証評価において、大学にどのような取組を具体的に求めているかご教示ください。</p>	<p>学修成果の可視化・把握に関して行う取組みの進展に資する観点から、大学の状況に即し評価委員が発言することはあるが、評価機関としてあらかじめ具体的な取組みを定めて大学に求めることは現状では行っていない。</p>
4	<p>●アセスメントポリシーについて評価の対象としているかどうか、お聞かせください。</p>	<p>アセスメントポリシーを大学が定め、あるいはその必要性について自己点検していれば、評価の対象となるが、その必要性へ言及することなどについては、今後の課題である。</p>
5	<p>●大学から提出された点検・評価ポートフォリオでは、関係法令の遵守状況はすべて確認できるわけではないように思われますが、ポートフォリオでは確認できない事項もチェックを行っているのかお聞かせください。</p> <p>関連して、大学設置基準等の遵守状況について提出資料だけでは確認できない場合、追加資料提出を求めているのかどうか、また、追加提出を求めている場合は、その追加資料を求めたことについて公表しているかどうか、お尋ねいたします。</p> <p>さらに、関係法令の遵守状況について、評価委員が確認しているのか、事務局が確認しているのかについてもお聞かせください。</p>	<p>本センターでは、点検評価ポートフォリオへの記述に加え、各大学が情報公開を徹底していることを前提に、原則として公表リンクによりエビデンスを示すことを求めており、そのエビデンスを含めて取組み状況を確認している。</p> <p>提出された資料からは読み取れない確認事項も出てくるが、その場合は書面評価の中で大学に質問する、資料の提出を求める、などの対応を行う。追加提出を求めた事実は公表していない。</p> <p>関係法令の遵守状況の確認は、評価委員が行う。事務局においてはその予備的な確認を行う。</p>
6	<p>●実地調査に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる実施について、積極的活用、実地調査との併用等適切に使い分ける方法を検討したいとのことですが、その後の検討状況をお示しください。 ・実地調査につき、オンラインとしたことにより、当初予定した対象者（大学関係者・教職員・学生・卒業生）の制約又は調査事項の制約等、認識した具体のマイナス面をお示しください。 ・前述のマイナス面について、実地調査で予定した事項をどのようにカバーしたか、またできたのかをご教示ください。 	<p>オンラインにより実地調査が効率的・効果的に行えるなどの積極面を確認し、デメリットについても注意深く考慮しつつ、引き続き検討を進めることとしている。</p> <p>オンラインとしたことにより対象者や調査事項に特別に大きな制約があったとは認識していない。留学先の学生の声、海外で活躍する卒業生からの評価の声をリアルタイムで確認できたことなどは、オンラインもたらした大きなメリットであった。</p> <p>施設等の視察は、画像、動画等の資料提出でカバーできた。</p>

資料 4

中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）
令和 3 年 12 月 21 日

7	<p>●具体的な評価方法に関するマニュアルの更新検討状況についてお示ください。</p>	<p>認証評価に関する基礎検討を行う評価システム委員会において、毎年検討、更新する予定である。今年度の評価実施にあたっては、作業の内容や手順が評価委員に一層伝わりやすくなるよう、文言の見直しを行った。</p>
---	---	--

<認証評価の実施状況>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	<p>●「コロナ禍への対応」欄のうち「実地調査は、実施を予定していた調査のうち、「大学関係者（責任者）との面談」、「評価審査会」、「一般教職員との面談」はオンラインにより行った。」との記載につきまして、実施を予定していた調査のうち上記以外のものとしては、次段落記載の「学生・卒業（修了）生との面談」、「教育現場の視察」、「学習環境の状況調査」のみということではよろしいでしょうか。併せて、実地調査は基本的に全て非対面で行われたとのことですが、その際に感じた課題等があれば、ご教示ください。</p>	<p>調査内容については指摘のとおりである。 非対面の課題については、施設等の視察には制約があったが、画像、動画等の資料提出でカバーした。 また、会議の持ち方は大学関係者やステークホルダーの環境に依存することから、特定の端末の通信が急に途切れたり、一つの端末で複数名が参加している場合は誰が話しているかわかりにくくなることもあったが、大学側もオンライン環境におおむね習熟してきており技術的な課題は、ほぼクリアしつつある。</p>
2	<p>●評価審査会はどのようなものであったのか、参加者、内容の概要をご教示ください。</p>	<p>主として基準 3 にあげられた大学の特色ある教育研究の取組みからテーマを選び、大学の教職員のほか、取組みに関わるさまざまな外部関係者から意見を聴取した上で、その取組みの進展に向けたディスカッションを行った。 外部関係者や評価委員からは、取組みに関わる立場から率直な意見がなされ、大学の気づきを促す場となるとともに、外部関係者が大学の取組みへの理解を深める貴重な場となったと考えている。オンライン実施により、現在海外に留学している学生、海外で就職した卒業生も職場等から参加できるなど、対面では得難い成果であった。</p> <p>評価審査会の規模は、大学ごとに異なるが、大学の教職員 10～30 名程度、大学の教職員以外の参加者は 10 名～50 名程度であった。 参加者、プログラムの概要は以下のとおりである。</p> <p>■大学の教職員以外の参加者の例 在学生、卒業生・修了生、設置団体の関係者（市役所・県庁職員）、取組みにかかわる企業等の関係者、高等学校の教員、連携している地域団体関係者、リカレント講座受講者</p> <p>■プログラムの概要（全体で 120 分程度）</p>

資料4

中央教育審議会大学分科会
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第26回）
 令和3年12月21日

		○大学側から取組みの内容について説明 ○学生・ステークホルダーからの意見聴取 ○評価委員からの質問・ディスカッション
3	●『実施大綱』には「7 再度の評価」という項目があります。2020年度の評価の際には、この再度の評価を希望された大学がありますか。あれば、その大学名と理由などをご教示ください。	再度の評価を希望した大学はなかった。
4	●オンライン会議の実施により、財務収支に与えた影響があればご教示ください。	評価事業の初年度であり影響の比較検討は難しいが、オンライン環境の整備のために多額の費用を要したとは考えていない。会議や実地調査のための旅費等は縮減がはかられている。

<組織及び運営の状況>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	●大学ごとの評価委員の人数についてご教示ください。また、その人数は大学の規模に応じて変わるのかも合わせてお尋ねします。 関連して、来年度以降、評価受審大学の増加に対応して評価委員を増員することですが、事務局体制は強化されるのか、職員の主担当、副担当それぞれ1～2大学という体制を維持できるのか、あわせてご教示ください。	評価委員は1大学4名を基本とし、大学の規模等を考慮し増員も行う。 事務局体制については、2020年度、2021年度は受審大学が少数であったので、結果として職員が担当する大学数も少数に設定することとなったが、受審大学数が増加した場合には、担当大学数も2～3大学となる。本法人の設立者からの派遣職員の増員を得るなどの方法で体制の増強を行う。
2	●評価委員について、56名の新たな推薦を得ていることにつき、この候補者に対する研修についてのスケジュール又は進捗状況についてご説明ください。	受審大学が固まり、これから評価委員の選定作業を行う。評価者への研修は4月に行う予定。

<その他>

	質問事項	質問事項に関する回答
1	●受審大学及び評価者への事後の意見聴取（アンケート）を実施されましたか。 意見聴取を実施した場合は、その結果も踏まえて1回目の認証評価実施で明らか	受審大学、評価委員ともにアンケートを実施し、フィードバック・ノートに蓄積している。 評価審査会への多様なステークホルダーの参加を得ることには大きな意義はあるが、大学側の調整作業も煩雑となる。そのため、2021年度にはスケジュールを早めに調整し、必

資料 4

中央教育審議会大学分科会
 認証評価機関の認証に関する審査委員会（第 26 回）
 令和 3 年 12 月 21 日

	<p>かになった課題等はありませんでしたでしょうか。もしあった場合は、それに対する改善策はどのようなものか、ご教示ください。</p>	<p>要な準備期間を確保するなどの対応を行った。 また、受審大学においてポートフォリオという形式へ理解が不十分な場合、評価機関側からの確認作業が増える傾向にあることから、機会のあるごとに内部質保証活動の推進とその情報公表の必要性について理解を求めるための説明に努め、また質保証への理解を深める研究会等に繰り返し取り組んでいる。</p>
2	<p>●学校教育法 109 条第 1 項に定める教育研究等の自己点検評価ではなく、法人の中期目標の達成状況の点検評価をもって教育研究等の内部質保証としている大学が一部あるように思われますが（例えば、長崎県立大学のポートフォリオ「チ」）、これをもって学校教育法 109 条第 1 項が満たされたとする判断をご説明ください。</p>	<p>異なる法令に基づく評価に対し、それぞれ対応するための組織や規程が整理して整備されているかについては、前提として確認している。長崎県立大学については「1. 大学の概要」の「内部質保証体制図」のページに、中期計画推進本部と自己点検・評価委員会が別におかれていることが示されている。 国立大学法人評価とは異なり、公立大学法人評価においては設置自治体ごとに多様な実施形態が存在することを踏まえると、法人の中期目標の達成状況の評価を「適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行う」自己点検評価の一つとして大学が位置づけることもあり得る。 内部質保証の内実を限られた資源の中でどのように確保するか、あるいは重層的な評価への効率的・効果的な対応も課題となっており、認証評価機関としても研究を深める必要があると考えている。</p>
3	<p>●「評価結果について」 評価結果が比較的簡素に見えますが、社会に対して、説明責任を果たしているか気になるところです。 例えば、最も簡素なのが「事務組織」で、「事務を遂行するための事務組織及び○○の組織を適切に設けている」とのみ記されており、内容が全く不明です。 このほかの項目も、「適切に」と書かれているだけでどのように適切なのかももう少し詳細に記述する必要があるのではないかと考えられます。 評価結果のあり方について、貴センターのお考えをご説明ください。</p>	<p>大学がどのような取組みをしているかについては、大学が作成する点検評価ポートフォリオにおいて社会に示されるものと整理し、評価結果では詳細に示してこなかった。 評価結果を通じて広く社会一般に対して認証評価機関としての説明責任を果たすこと、あるいは他の質保証制度等と連携しやすい評価結果を目指すことには、本センターとして問題意識をもっており、大学の取組みがどのように適切かをもう少し詳細に記述すべきとご指摘についても、今後の課題として受け止めたい。</p>